

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金
よくある質問と回答

1 補助の対象者について

Q 1-1 任意団体は対象になりますか？

A 1-1 対象になります。ただし、団体規約や会計組織を有するなど交付要綱の要件を満たしている必要があります。

Q 1-2 公益財団法人や学校法人は対象になりますか？

A 1-2 対象になります。ただし、学校法人の場合には、生徒等の発表会、展示会は対象になりません。

Q 1-3 本社が県外で、県内を活動拠点としない団体も対象になりますか？

A 1-3 平成31年1月1日から令和2年2月25日までの間に神奈川県内で文化芸術活動を実施した実績があれば対象になります。

Q 1-4 これから神奈川県内で新たに活動しようと考えていますが、対象になりますか？

A 1-4 これまで県民の皆様が親しんだ文化芸術活動の再開を支援することを目的としているため、神奈川県内で活動を実施した実績があることを条件としています。そのため、対象になりません。

Q 1-5 神奈川県内で文化芸術活動を実施した実績とはどのようなものを指しますか？

A 1-5 神奈川県内で不特定多数の方を対象に公演や展示など作品を公開した実績があることとします。県内で作品の創作を行っただけでは対象になりません。

Q 1-6 団体として神奈川県内で文化芸術活動を実施した実績はないですが、実績のある構成員がいる場合、実績があるものとして申請できますか？

A 1-6 団体として申請する場合には、その団体自身として実績があることが必要です。

Q 1-7 複数の団体の代表をしていますが、団体ごとに申請することはできますか？

A 1-7 可能です。

Q 1-8 個人事業者で主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持しているかの判断基準は何ですか？

A 1-8 申請時に記載していただく説明をもとに総合的に判断しますが、総収入の概ね

30%以上が文化芸術活動によるものであるかを目安としてください。

Q 1-9 個人で仕事を引き受けるたびに契約を結ぶフリーランスの形態で働いていますが、対象になりますか？

A 1-9 申請時に個人事業の開業届出書の控えの写し又は確定申告書第一表の控えの写しを提出していただき、個人で事業を行っていることを確認できた場合は、個人事業者に該当しますので、対象になります。

Q 1-10 画商は対象になりますか？

A 1-10 別のイベント会場等で一時的に行われる即売会などを除き、ギャラリーや画廊等で不特定多数の方を対象とした展示や絵画販売等であれば、対象となります。ただし、そこで扱われる作品は、プライマリー（1次市場作品）であって、セカンダリー（2次市場作品）及びコピー作品等、大量生産されるものでないことが必要です。

Q 1-11 交付要綱では県民税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していると対象者にならないことになっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の徴収猶予の特例や国税の納税の猶予の特例を受けている場合も申請できないのですか？

A 1-11 新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の徴収猶予の特例や国税の納税の猶予の特例を受けていれば、申請可能です。ただし、事実を証明する書類を求めることがあります。

Q 1-12 平成31年1月1日から令和2年2月25日までの間に神奈川県内で文化芸術活動を実施しようとしたところ、台風で中止になったのですが、実績に含められないのでしょうか？

A 1-12 やむを得ない事情による中止の場合には、それ以前の実績を証する資料と該当期間での実施に向けて準備を行っていたことを証する資料があれば、実績があるものとみなします。

2 補助の対象となる事業について

Q 2-1 募集要項に記載された分野以外の活動は対象になりますか？

A 2-1 文化芸術活動であれば、例示した分野以外であっても対象になります。

Q 2-2 国や市町村の補助金等を使う事業も補助を受けられますか？

A 2-2 申請する経費に補助金や指定管理料を充てていなければ受けられません。

Q 2-3 実行委員会形式で、その構成員に市町村が入っている事業は対象になりますか？

A 2-3 市町村が実施する事業の一つとみなし、対象となりません。

Q 2-4 今年度に神奈川県文化芸術活動団体事業補助金やマグカル推進事業補助金を受給している事業も補助を受けられますか？

A 2-4 それらの補助金を受給する際に補助対象経費としていない経費を新たに申請するのであれば受けられます。

Q 2-5 収入の大半を補助金や公の施設の指定管理料が占める団体は補助を受けられますか？

A 2-5 申請する経費に補助金や指定管理料を充てていなければ受けられます。

Q 2-6 食文化は対象になりますか？

A 2-6 対象になります。ただし、飲食の提供を主たる目的とする事業は対象外とし、発信等を主とするものに限ります。

例：日本酒の歴史や効能を発信するシンポジウムなど

Q 2-7 事業とはどのような単位を指すのですか？

A 2-7 内容に一体性のある一つの公演や展示などのイベントを指します。複数の実施場所（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は県内での実施分のみ。）にまたがる事業や、令和3年2月28日までの複数の日程で行う事業も一つの事業として申請できます。

Q 2-8 一つの団体（個人事業者）が複数の事業を申請してよいでしょうか？

A 2-8 より多くの団体に支援を行うため、一者につき申請は1件のみとします。

Q 2-9 事業の一部を他県で実施する場合も申請できますか？

A 2-9 できます。ただし、補助対象経費は神奈川県内で実施する部分に係るもののみとなります。

Q 2-10 団体の事業に出演や従事する一人一人の個人事業者は申請できますか？

A 2-10 自ら実施する事業でなければ申請できません。質問の場合、その事業で申請できるのは実施する団体のみとなります。

Q 2-11 観客を入れずにオンライン配信のみを行う活動は対象になりますか？

A 2-11 対象になりますが、撮影等を神奈川県内で実施する必要があります。

Q 2-12 地域の社寺で行う民俗芸能は対象になりますか？

A 2-12 保存団体が社寺を借りて行う事業であれば対象になります。宗教法人が行う事業の場合は、対象になりません。

Q 2-13 交付決定を受けた事業を延期することはできますか？

A 2-13 補助対象期間内での変更であれば、変更承認を受ければ可能です。e-kanagawa 電子申請で受け付ける予定です。

Q 2-14 交付決定を受けた事業を中止した場合、補助金を返還しなければなりませんか？

A 2-14 使用しなかった補助金は返還する必要があります。返還の額については、県と協議することとします。

Q 2-15 感染症の拡大防止が効果的に行われているかの判断は何に基づくのですか？

A 2-15 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に基づきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyoousin0525.html>

Q 2-16 評価において事業内容の加点要素となっている、「これまでにない発想や表現手段により、事業実施後も文化芸術活動の『新しい生活様式』として定着を目指す新規性の高い事業」とは、例えばどのようなものですか？

A 2-16 あくまで例示ですが、VRや5Gを用いて離れた場所から実体験のように参加できる音楽ライブや、空間タッチパネルを用いた美術展など新しい技術を使った事業などが考えられます。また、新しい技術を使わないものでも、ドライブインシアター、電話を用いた演劇など、感染症対策としての創意工夫により様々な事例が想定されます。

Q 2-17 令和3年3月1日以降も継続する事業について、2月28日までに実施する部分のみで補助対象にできますか？

A 2-17 令和3年2月28日までに完了する事業が対象となりますので、できません。

Q 2-18 ワークショップは補助の対象になりますか？

A 2-18 特定の教室の生徒等を対象とするものではなく、参加者を不特定多数から募るものであれば、対象になります。

3 補助対象経費について

Q 3-1 稽古の感染症対策は対象になりますか？

A 3-1 公演等の申請事業に付随するものは対象になります。稽古のみでは申請できません。

Q 3-2 100万円の対象経費に他の補助金を40万円充てていますが、差額の60万円について対象になりますか？

A 3-2 他の補助金を充てていない経費のみが対象となりますので、一部でも他の補助金を充てている経費は、対象になりません。

Q 3-3 既に購入済みの機材等も補助の対象になりますか？

A 3-3 交付決定後、補助事業の事業期間内に購入したものに限りです。ただし、やむを得ない事由があり事前着手届を提出した場合は、7月20日以降であれば交付決定前に購入することが可能となります。

Q 3-4 チラシの印刷など補助の対象にならない準備を7月20日よりも前に行っても申請に問題はありませんか？

A 3-4 事業の中で補助の対象にならない部分については、着手の時期に制限はありません。

Q 3-5 会場付帯設備の使用料は、補助対象経費の会場使用料に含まれますか？

A 3-5 会場使用料には含められませんが、感染症対策を目的とする使用であれば、別の経費として申請することは可能です。

Q 3-5 PCR検査の費用が補助対象経費となるようですが、抗体検査や抗原検査の扱いはどうなりますか？

A 3-6 新型コロナウイルスの抗体検査を用いて現在の感染の有無を診断できるとの十分な医学的な知見は現在確立しておらず、国内で診断薬としての薬事承認を得たものではありませんので、抗体検査は感染症対策としての補助対象経費には含めないこととします。一方、抗原検査については、国内で診断薬としての薬事承認を得たものがあることから、PCR検査と同様に補助対象経費に含むこととします。

4 申請と審査について

Q 4-1 郵送や持参での申請は受け付けますか？

A 4-1 申請においても「新しい生活様式」の実践を徹底するため、受付は e-kanagawa

電子申請においてのみ行います。

Q 4-2 先着順で採択されるのですか？

A 4-2 先着順ではありません。募集期間中に受け付けたものを文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査し、交付対象事業を決定します。

Q 4-3 申請件数が多い場合、一律に交付金額を減らすようなことはありますか？

A 4-3 申請件数によって交付金額を一律に減らすことはありません。

Q 4-4 採択結果はどのように通知されるのですか？

A 4-4 審査終了後、速やかに郵便で交付決定通知書または不採択通知書をお送りします。